

福島県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則

(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第1号)

最終改正：平成29年福島県後期高齢者医療広域連合規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第4号）第2条の規定に基づき、福島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務の適正かつ能率的な遂行を図るため、事務分掌等について必要な事項を定めるものとする。

(内部組織)

第2条 広域連合長の事務局の内部組織は、次のとおりとする。

総務課

業務課

資格管理係

給付係

会計課

(事務分掌)

第3条 前条の組織の事務分掌は、次のとおりとする。ただし、広域連合長が必要と認めるときは、分掌以外の事務を取り扱わせることができる。

総務課

- (1) 広域連合長等の秘書に関する事。
- (2) 広域連合の組織に関する事。
- (3) 職員の人事、給与、服務等に関する事。
- (4) 広域連合の予算その他の財務に関する事。
- (5) 文書の收受、保管等に関する事。
- (6) 公印の使用に関する事。
- (7) 事務局の庶務に関する事。
- (8) 事務の総合調整・企画に関する事。
- (9) 広報・公聴に関する事。
- (10) 条例、規則等の審査及び公布に関する事。
- (11) 広域計画の立案に関する事。
- (12) 広域連合議会に関する事。

業務課

資格管理係

- (1) 被保険者の資格管理に関する事。
- (2) 被保険者証等の交付に関する事。
- (3) 保険料率の決定に関する事。
- (4) 保険料の賦課に関する事。

(5) 課の庶務に関すること。

給付係

(1) 後期高齢者医療給付に関すること。

(2) 保健事業に関すること。

(3) レセプトの審査・点検に関すること。

(4) 現物給付に係る審査・支払に関すること。

会計課

(1) 広域連合費の出納に関すること。

(2) 現金、有価証券及び物品の出納保管に関すること。

(3) 小切手の振出に関すること。

(4) 支出負担行為の確認に関すること。

(5) 現金及び財産の記録に関すること。

(6) 決算の調整に関すること。

(7) 指定金融機関に関すること。

(職の設置)

第4条 広域連合長の事務局に局長及び局次長を、課に課長を、係に係長を置く。

2 広域連合長が必要と認めるときは、課長補佐、主任、主査、副主査及び主事を置くことができる。

(職務)

第5条 局長は、すべての事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 局次長は、局長を補佐し、必要があるときはこれを代理する。

3 課長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 調整官は上司の命を受け、特に指示された事務の調整及び処理に当たる。

5 係長は、上司の命を受け、係の分掌事務を掌理し、部下職員を指導する。

6 その他の職員は、上司の命を受け、担当事務の処理に当たる。

(臨時又は特別の事務)

第6条 広域連合長は、この規則で定める組織により処理することが困難又は不適當な事務については、担当等を設置し、又は職員を指定して処理させることとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年福島県後期高齢者医療広域連合規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年福島県後期高齢者医療広域連合規則第4号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。